

緊急事態措置（特定措置区域）③

8月27日(金)～9月12日(日)（17日間）

飲食店以外の施設への要請

<対象施設>

商業施設、遊技施設、遊興施設など

<協力依頼>

○営業時間は午前5時から午後8時まで

○酒類・カラオケ設備の提供（利用）は行わない。

（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）

○大規模商業施設や百貨店の地下食品売り場については、
人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を行う。

土曜・日曜におけるセールや集客イベントの自粛